

中津市障がい者等基幹相談支援センター
運営事業委託業務
公募型プロポーザル募集要項

令和8年4月
中津市福祉支援課障害福祉係

【問い合わせ先】

中津市役所 福祉支援課 障害福祉係
電話：0979-62-9802（直通）

1. 事業の趣旨及び目的

中津市障がい者等基幹相談支援センター（以下、「本センター」という。）は、本市における障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者に対して、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的かつ専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を行うものである。

本募集要項は、本センターの運営を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により中津市障がい者等基幹相談支援センター事業（以下、「当該事業」という。）の最適な者を選定するための各種手続き、要件及び審査等の内容について定めるものである。

2. 委託の概要

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| (1) 業務名 | 中津市障がい者等基幹相談支援センター運営事業委託業務 |
| (2) 事業内容 | 別紙「中津市障がい者等基幹相談支援センター運営事業委託業務仕様書」のとおり |
| (2) 委託期間 | 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで |
| (3) 実施場所 | 中津市沖代町1丁目1番11号（中津市教育福祉センター内） |
| (4) 募集事業所数 | 1事業所 |
| (5) 予算上限額 | 年間4,000万円（消費税及び地方消費税含む。） |

- ・ 契約の締結にあたっては、プロポーザルの結果に基づき、毎年度ごとに見積書の提出を求める。その際、協議内容により、仕様を一部変更することがある。
- ・ 本委託料は当該運営事業に係る予算の成立後に確定するため、当該事業の予算が成立しなかった場合、契約を解除することがある。この場合、市はその損害賠償の責を負わないものとする。また、委託料の予算が変更になる場合は、予算の範囲内で受託者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- ・ 本委託料の支払いは半期ごとの概算払いとし、年度終了後に実績報告を行い、余剰額については本市の指示により返還するものとする。

3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 令和9年4月1日時点で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第51条の19に規定する指定一般相談支援事業の実施見込みがあること。
- (2) 申請書提出時点で、法第51条の20に規定する指定特定相談支援事業を中津市内で3年以上実施経験があること。
- (3) 法第36条第3項各号に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しない者及び同条第2項の規定により当市の指名競争入札制限を受けていない者であること。
- (5) 法人及びその代表者が中津市の税金等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225

- 号) 等による手続を行っている法人でないこと。
- (7) 過去において、一般相談支援事業又は特定相談支援事業の指定を取り消されたことがない法人であること。
- (8) 事業者及びその代表者、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

4. 公募及び選定スケジュール(予定)

時 期	項 目
4月20日(月)	募集要項、仕様書等の公告
～5月20日(水)	質問票提出期限 〆12時
～5月25日(月)	質問票回答期限
5月29日(金)	プロポーザル参加申込書等提出期限 〆17時
6月10日(水)	参加資格審査結果通知発出
6月19日(金)	事業計画等の企画提案書提出期限 〆17時
7月2日(木)	企画提案会(プレゼンテーション)実施
7月初旬	選定結果通知発出
7月初旬	選定結果の公表

※スケジュールは予定であり、市の都合により変更する場合がある。

5. 公告

- (1) 公告開始日 令和8年4月20日(月)
- (2) 公告方法 中津市ホームページへの掲載
URL : <https://www.city-nakatsu.jp/doc/2026040300052/>

6. 質問及び回答に関すること

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

- (1) 受付期限 令和8年5月20日(水) 12時まで
- (2) 提出書類 プロポーザルに対する質問票(様式第8号)
- (3) 提出先 中津市福祉支援課障害福祉係のメール
syogaifukushi@city.nakatsu.lg.jp
※確認のため、送信した旨の連絡を入れること。
電話：0979-62-9802(直通) 担当：黒川、秋吉、高野
- (4) 回答 令和8年5月25日(月)までに市ホームページ掲載。

7. 参加申込について

(1) 提出書類

No.	書類名	備考
1	参加申込書兼誓約書(様式第1号)	
2	役員等調書兼照会承諾書(様式第2号)	
3	法人の定款	
4	登記事項証明書	発行後3か月以内のもの
5	貸借対照表及び損益計算書(任意様式)	申請法人の直近3か年分
6	市税納付確認承諾書(別紙)	法人分と代表者分を各1部

- (2) 提出部数 原本1部 ※インデックスを付ける等して分かりやすくすること。
(3) 提出期限 令和8年5月29日(金) 17時まで
(4) 提出先 中津市福祉支援課障害福祉係(持参すること)

8. 参加資格審査結果通知

参加資格の審査結果通知は令和8年6月5日(金)までに電子メールでお知らせする。
なお、審査の結果、参加資格があるとされた場合であっても、虚偽記載等の不適切な
事案が判明した場合は、参加資格を取り消すことがある。

9. 事業計画等の企画提案書の提出について

8の参加資格決定通知において、事業計画書等の提出依頼を受けた者は、次の通り
書類を提出すること。

(1) 提出書類

No.	書類名	備考
1	企画提案書提出届(様式第3号)	
2	会社概要(様式第4号)	
3	事業計画書(様式第5号)	
4	職員体制(様式第6号)	組織図とシフト表を添付 (様式は任意)
5	収支計画書(様式第7号)	1年目の分

- (2) 提出部数 9部 (※インデックスを付ける等して分かりやすくすること。)
(3) 提出期限 令和8年6月19日(金)17時まで
(4) 提出先 中津市福祉支援課障害福祉係(持参すること)

10. 事業候補者の審査方法等

(1) 選定方法

- 1 中津市障がい者等基幹相談支援センター委託事業者選定委員会(以下、「選
定委員会」という。)を設置し、事業計画書、収支計画書等及びプレゼンテ

- ーションの内容をもとに評価及び選定を行う。
- 2 参加事業者ごとに審査基準及び配点に基づき評価し、評価点の合計が最も高い者を事業候補者として選定する。
 - 3 上記において同点の場合は、提案金額の低い事業者を事業候補者として選定する。
 - 4 上記においてもなお決定しない場合は、選定委員の審議により決定する。
 - 5 申込者が1者の場合も選定を実施する。
 - 6 複数の応募があった場合でも、審査の結果、評価の合計点が満点の7割を超える者がいない場合は選定しない場合もある。
 - 7 点数は、選考委員の合計点で決定する。
 - 8 審査結果は、事業候補者として書面にて通知する。

(2) プレゼンテーションの実施

事前に提出された事業計画書等をもとに、参加者がプレゼンテーションを行い、その内容を審査する。

- 1 実施日時 令和8年7月2日を予定
※正式な実施日時については別途連絡する。
- 2 実施場所 中津市役所4階 研修室(予定)
- 3 所要時間等 30分以内(説明20分程度、質疑応答10分程度)
- 4 留意事項
 - ・事前に提出した事業計画書等を用いて説明すること。既に提出しているものを補足するような資料であれば、別途用いてもよい。
 - ・所要時間については、応募者数により時間を変更する場合がある。
 - ・説明者は本事業運営時の管理者予定者又は業務担当者を含め3名以内とすること。パソコン等を使用する場合は、モニター等(接続はHDMI形式)は本市において準備するが、パソコン等は自ら持参すること。

(3) 審査項目及び配点

別紙「審査項目及び配点一覧」のとおり

(4) 結果通知

選定結果は決定後速やかに参加事業者すべてに通知するとともに、中津市のホームページにて公表する(令和8年7月初めを予定)。なお、結果に対する問い合わせには応じない。

(5) 注意事項

応募者が次の事由に該当したときは失格とする。

1. 応募書類に虚偽の記載があった場合
2. 企画提案会に参加しなかった場合
3. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
4. 提案額が予算限度額を超えている場合

1.1. 契約について

事業候補者として選定された者と市は、市議会における関係予算の議決後に、随意契約による委託契約を締結する。

市は、業務委託期間の年度の当該業務予算の減額又は削除があった場合は、契約の

予定を取り止めることができる。また、この契約の取り止めに伴う損害の賠償はしない。

また、事業候補者として選定された後の辞退は原則認めない。辞退により市に損害が生じた場合は、その損害を請求する場合がある。

12. その他留意すべき事項

- (1) 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しないため、必要な書類については、あらかじめ応募者で写しをとっておくこと。
- (2) 提出書類について、提出期限を過ぎた後は、内容の変更、又は書類の追加はできないものとする。ただし、疑義等があり本市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではない。
- (3) 事業計画書等の作成及び提出に要する費用は、本プロポーザルに参加する者の負担とする。
- (4) 事業計画書等は、必要な範囲内において複製することがある。
- (5) 提案を取り下げる場合は、辞退届（様式第9号）を提出すること。
- (6) 審査の途中経過、選定結果に対する質問及び異議申立て等はできない。